

合併協定書

町宮の
町蘇
村野
阿波

協 定 項 目

1 合併の方式

一の宮町、阿蘇町、波野村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日を平成17年2月11日とする。

3 新市の名称

新市の名称を「阿蘇市」とする。

4 新市の事務所の位置

- （1）新市の事務所の設置方式については、本庁方式（集中方式）とする。
- （2）新市の事務所の位置については、一の宮町大字宮地504番地の1（現在の一の宮町役場）とする。
- （3）現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。

付帯事項

- ①道路アクセス（通称8メートル道路）の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立上げ、県への働きかけを強化することとする。
- ②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながらないよう平成17年2月11日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起こらないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討するとともに、合併推進債等の有効財源利用により整備することとする。
- ③人口的地域からみて、庁舎の位置調整を円滑に進め庁舎の利活用の頻度及び他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備・建設を検討することとなっている文化ホール（公民館を含む）については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。
- ④一の宮町の現庁舎を改築・改修し本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築及び改築を講ずることとする。

5 財産及び債務の取扱い

5-1 財産区等

- (1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮町の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- (2) 部落有林等（純部落有林を除く。）については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- (3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。

普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

5-2 基金等

- (1) 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成14年度決算後の標準財政規模のそれぞれ15%を持寄るものとする。
- (3) 債務については新市に引き継ぐものとする。

6 新市建設計画

- (1) 新市建設計画は、別添「阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後2年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市においては、公職選挙法第15条第6項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。
- (3) 選挙区の設置は1期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町8人、阿蘇町15人、波野村3人とする。また、2期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数26人とする。
- (4) 投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 農業委員会の設置について
新市に1つの農業委員会を設置する。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の定数について
新市における選挙による委員の定数は30名とする。
- (3) 農業委員会の選挙による委員の任期について
3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8

条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 選挙区の設置について

特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。

選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区9名

黒川選挙区6名、内牧選挙区3名、山田選挙区3名、永水尾ヶ石選挙区5名

波野選挙区4名

9 地方税の取扱い

(1) 3町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。

イ 固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

ウ 入湯税の税率及び納期については阿蘇町の例による。

(2) 国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

(3) 納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

(4) 個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

10 一般職員の身分の取扱い

一般職の身分については、次のとおりとする。

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。

(2) 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者分を上限とするとともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。

(4) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

11 特別職等の身分の取り扱い

(1) 市長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。

(2) 三役及び教育長の人数、任期については、各法令の定めるところによる。合併

時の給料は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。

- (3) 市議会議員及び農業委員会の委員の合併時の報酬額は、市議会議員については阿蘇町の例により、農業委員会の委員については波野村の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。
- (4) 教育委員会及び選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。合併時の報酬額は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。
- (5) 附属機関及びその他の特別職については、新市において設置の必要性があるものは、新市において新たに設置する。人数、任期、報酬額については、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。

1 2 条例、規則等の取扱い

- (1) 条例・規則等の取扱いについては、以下の「条例・規則等の整備方針」により調整するものとする。

〔条例・規則等の整備方針〕

新市発足時には、3町村の条例・規則等はすべてその効力を失うことになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる必要がある。したがって、条例・規則等の制定にあたっては、合併推進協議会等で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

- ①合併と同時に新市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。

制定手続きによる分類

- ・条例……制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
- ・規則、要綱、その他……制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）

- ②合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。

- ・市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、各行政委員の規則等）
- ・新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。

③合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

・新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則として引き続き施行させる必要がある場合。(地方自治法施行令第3条)

- (2) 公文書の整理・保存については、合併までにその方法を調整する。文書管理システムについては、電算システムの協議結果に基づき再度検討する。旧町村の文書管理については、その保存方法、期間等を合併までに調整する。公文書等の收受発送(対外)については、合併までに窓口の一本化を図る。
- (3) 公告の方法については、合併時に制度を統一するものとし、公報については合併後に調整し、公告場所については旧町村の掲示板に掲示する。

1.3 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。
- (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

《新市における組織・機構の整備方針》

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限にいかすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備する。

- ①市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ②市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- ③責任の所在が明確な組織・機構
- ④指揮命令系統がわかりやすい組織・機構
- ⑤新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥行政課題に即応できる組織・機構
- ⑦簡素で効率的な組織・機構
- ⑧緊急時に即応できる組織・機構

- (3) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新市において設置する。

1.4 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

1 5 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 施設使用料については、施設規模等により調整する。その他の使用料は可能な限り統一に努める。
- (2) 手数料は合併時に統一する。

1 6 公共的団体等の取扱い

1 6 - 1 テレワークセンターの取扱い

- (1) テレワークセンター業務については現行どおりとする。
- (2) テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一する。
- (3) ホームページについては合併後に統一する。

1 6 - 2 第3セクターの取扱い

第3セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。

1 6 - 3 その他公共的団体の取扱い

公共的団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合したほうが良い団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
- (2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言等をもとに、統合について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- (4) 各町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

1 7 補助金・交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。
- (2) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等は、制度の統一化に向けて調整を行う。
- (3) 町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等は、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。

- (4) 各町村で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方向で調整を行う。

18 町・村・字名の取扱い

- (1) 町、村、字の区域については、従前のおりとする。
- (2) 町、村、字の名称については、次のとおりとする。
- ①一の宮町においては、「一の宮町大字**」を「阿蘇市一の宮町**」に置き換える。
 - ②阿蘇町においては、「阿蘇町大字**」を「阿蘇市**」に置き換える。
 - ③波野村においては、「波野村大字**」を「阿蘇市波野大字**」に置き換える。

19 慣行の取扱い

- (1) 市民憲章については、新市において協議し制定する。
- (2) 新市の花・木・鳥については、それぞれ新市において、公募等により制定する。
- (3) 名誉町村民制度については、合併後に新市において制度を統一する。現在の名誉町村民は、新市に引き継ぐ。
- (4) その他の表彰制度については、新市において制度を検討する。
- (5) 市章については、公募により合併日の6ヶ月前までに制定する。

20 国民健康保険の取扱い

- (1) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一する。

なお、具体的には平成17年度から3方式（所得割・均等割・平等割）の採用及び税率の統一を行い、平成16年度までは旧町村の税率による。

- (2) 財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の15%に相当する額と定め、持ち寄る。
- (3) 国保税の納付については、合併後の納期は10回とし、納税奨励金については町税の取扱いに準じる。保険証の更新については現行のおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。

なお、国保税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図る。

- (4) 国保の給付内容については現行のおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。
- (5) 高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等については阿蘇町の例による。

- (6) 合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は3名とし、原則として旧町村よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (7) 鍼灸券の交付については、阿蘇町の規則を基本として統一する。
- (8) 健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

2.1 介護保険の取扱い

- (1) 保険料については、介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期等については阿蘇町の例による。
- (2) 介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については、合併時に持ち寄る。
- (3) 市町村特別給付事業及び保健福祉事業については、介護保険事業計画を基に合併までに調整する。

2.2 消防団の取扱い

- (1) 3町村の消防団は、合併時に統合する。
- (2) 団員定数については、合併直前の定数を新市に引き継ぐ。
- (3) 班長以上幹部の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 消防団の組織は、合併までに再編する。

2.3 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、現行どおり新市に引き継ぎ、行政区の制度については一の宮町、阿蘇町の例による。
- (2) 区長の任期は、2年とする。区長の業務内容については、合併までに調整する。
- (3) 区の助成金については、新市で調整する。
- (4) 区長の報酬は、一の宮町の例により支給する。

2.4 姉妹都市の取扱い

姉妹都市については、新市において新たに存続について検討する。

2.5 国際交流事業の取扱い

- (1) 国際交流事業については、新市において新たに存続について協議する。
ただし、児童生徒を対象とした交流事業については、新市においても事業を実施するものとする。
- (2) 国内交流事業については、国際交流事業の取扱いに準じる。

2 6 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

2 7 広報・広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法については合併までに調整する。
- (2) 広聴関係事業については、合併後、新市において検討する。

2 8 防災関係事業の取扱い

- (1) 防災会議、災害対策本部については、合併時に新たに設置するものとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 防災無線については、新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。
- (3) 交通安全協会については現行どおりとし、交通安全対策協議会と交通安全推進協議会は合併時に統合する。
- (4) 交通安全指導員の定数は現行どおりとし、任期は2年とする。その他の制度については、合併前に調整する。
- (5) 交通災害見舞金については、合併前に熊本県交通災害共済組合から脱退し、合併後に再加入する。交通災害共済制度については、新市において取り組む。
- (6) 交通安全教室については現行どおりとする。

2 9 人権教育・同和対策事業の取扱い

人権教育・同和対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

- (1) 各種協議会・委員及び専門職員等の配置等については新市において組織の再編、設置、検討を行い、取り組むものとする。
- (2) 隣保館・集会所等の関係施設については、引続き新市において管理運営を行うものとする。
- (3) その他人権教育・同和対策事業関係については、国、県、他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。

3 0 保健衛生関係事業の取扱い

- (1) 保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の保健福祉

事業の拠点として活用を図る。

- (2) 検診事業については、各検診を地区ごとの総合検診として同時に実施できるよう合併までに調整するものとし、対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整する。
- (3) 予防接種については、合併までに医師会等と協議し調整するものとし、内容及び費用助成については、合併時に統一する。
- (4) 予防接種を除く検診等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

3 1 病院・診療所（直営）の取扱い

各町村既設の病院、診療所は、住民の健康を守るため、新市に引き継ぐ。

3 2 障害者福祉事業の取扱い

- (1) デイサービス事業については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。
- (2) ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、施設入所措置、更正訓練費の支給、補装具の交付、日常生活用具の給付、医療費助成、障害者福祉手当等、国又は県等の定める制度に基づいて実施している事業については、そのまま新市に引き継ぐ。
- (3) 地域療育事業については、新市においては、支援費制度で対応する。
- (4) 福祉年金の支給については、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。
- (5) 障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

3 3 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 在宅介護支援センター事業、老人ホーム運営については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- (2) ホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、外出支援、生きがい対策、介護用品支給及び寝たきり老人等介護者手当支給事業等については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。
- (3) 高齢者住宅整備費補助事業、緊急通報体制整備事業については、そのまま新市に引き継ぐ。
- (4) 地域ケア会議については、新市において新たに設置する。
- (5) 高齢者コミュニティセンターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、使用規

程等については、新市において調整する。

(6) 地域住民グループ支援事業については、合併後は、阿蘇町の例により実施する。

3.4 児童福祉事業の取扱い

(1) 育児手当については、阿蘇町の例により実施する。

(2) 出産祝金については、補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。

(3) 乳幼児医療費の助成については、一の宮町の例により実施する。

(4) 身体障害児への補装具交付については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

3.5 保育事業の取扱い

(1) 保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。なお、保育料徴収金基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整する。

(2) 公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。

(3) 保育業務の取扱等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

3.6 その他の福祉事業の取扱い

その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおり実施するものとする。

(1) 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき合併時に統合する。なお、統合に当たっては、社会福祉協議会合併協議会を設置し、その内容についての詳細協議を経て合併までに調整するものとする。

また、新市は社会福祉協議会と協力し、地域福祉の推進に向け住民が安心して暮らせるよう福祉の充実に努める。

(2) 合併時の民生・児童委員会は、旧町村で厚生労働大臣より委嘱され、在任期間を有する委員で構成する。なお、任期満了後の委員定数は、新市の世帯数による県の配置基準に基づき、新市において知事と協議する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。

(3) 災害見舞金については、合併時に統一を図る。

(4) 慰霊祭については、合併までに運営方法について調整し、阿蘇町方式で統一を図る。

(5) 敬老会については、新市においても引き続き実施する。なお、内容については新市において調整する。

(6) 老人クラブ助成金は、新市で補助基準を新たに設定し支給する。

3.7 ゴミ収集運搬業務事業の取扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐ。

3.8 環境対策事業の取扱い

- (1) 阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。
- (2) 自然環境や景観を守るための統一したルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定する。

3.9 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 農道・林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道・林道台帳は合併までに作成するよう調整する。
- (2) 農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において調整する。
- (3) 農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整する。農業振興地域整備協議会は、新市において新たに設置する。
- (4) 中山間地域等直接支払制度は、新市において引き続き実施するものとし、基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成する。
地域農業マスタープランは、新市において調整し、速やかに新市のマスタープランを作成するものとする。他の各種計画書も同様とする。
- (5) 生産調整対策（転作）事業については、国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。生産調整基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整や生産調整単独助成事業については、新市において調整する。
- (6) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。
促進体制（組織等）については、新市において新たに設置するものとする。
- (7) 林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。緑の少年団育成事業については新市において統合し、引き続き実施す

る。

(8) 国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(9) 火入れ許可については、新市において新たに条例を制定する。

40 商工観光関係事業の取扱い

(1) 工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。

(2) 融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整する。その他商工業振興事業については、新たな制度を設ける。

(3) 商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。

(4) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整する。

(5) 各種イベントについては、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

41 建設関係事業の取扱い

(1) 町村道の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。3町村をアクセスする道路については、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。

(2) 町村道の認定と廃止の基準については、新市において調整する。町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 町村河川の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(4) 町村河川の認定と廃止については、河川法の規定による。河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(5) 公営住宅の建設計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。住宅については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

(6) 公営住宅の施設管理、入居者の選考等については、新市において調整する。家賃については、公営住宅法で定める基準によるものとし、敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

4 2 上・下水道事業の取扱い

上水道（簡易水道）事業の取扱い

- （１）上水道（簡易水道）の会計については、合併時に統合し企業会計とする。上水道（簡易水道）の電算システムについては、合併時に統一する。
- （２）水道所管部署を設置し、上水道と簡易水道の係を置く。
- （３）上水道（簡易水道）の使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- （４）加入金については、合併までに調整する。
- （５）施設維持については、新市において調整する。
- （６）整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- （７）台帳については、新市において調整する。資産については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- （８）公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるものとする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。

下水道事業の取扱い

- （１）公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、服務、財務及び経理については、阿蘇町の例による。
- （２）使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- （３）整備計画については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- （４）台帳については、新市において調整する。
- （５）資産については、新市に引継ぐ。

4 3 学校教育関係の取扱い

- （１）学校の統廃合については、新市において児童生徒数の推移により、必要に応じ計画的に実施を行う。
- （２）特殊学級の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- （３）学校の施設整備については、新市において学校施設整備計画を策定し、計画に沿って整備を行う。
- （４）新市において基金を創設し、高校、大学（短大）、専修学校の学生・生徒を対象とする奨学金制度を設立する。

- (5) 学校給食費については当面現行どおりとし、合併後、新市において調整・検討し統一化を図る。
- (6) 給食センターの取扱いについては当面現行どおりとし、新市において管理・運営を検討する。
- (7) 給食費の会計及び徴収方法については、合併後、新市において検討する。

4.4 社会教育関係の取扱い

- (1) 生涯学習講座については、住民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整・検討する。
- (2) 生涯学習活動の拠点となる施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、開館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整・検討する。
- (3) 社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。補助金等については、合併までに調整する。
- (4) 公民館役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。公民館条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については合併までに検討する。
- (5) 合併までに、新市に生涯学習の拠点施設（中央公民館等）の設置を検討する。
- (6) 社会体育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討・調整する。
- (7) 成人式については、合併後新市において「合同成人式」の開催に向け調整、検討する。
- (8) 合併までに、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討する。
- (9) 各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整する。
- (10) 各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。学校施設については合併後も開放するものとし、使用料等については合併までに調整する。

調 印 書

一の宮町、阿蘇町、波野村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条
の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第
1項の規定に基づく阿蘇中部3町村合併協議会において、上記のとおり合併に関する
協議が相整い、3か町村長が確認をしたので、ここに署名調印する。

平成16年3月25日

一の宮町長

渡邊力丸 

阿蘇町長

河崎敦夫 

波野村長

市原新 

立 会 人

合併協議会委員

家入哲也

合併協議会委員

曾崎昭光

合併協議会委員

古本孝宏

合併協議会委員

笹田陽三

合併協議会委員

森下幸美

合併協議会委員

園 田 盡

合併協議会委員

志賀 聡雄

合併協議会委員

松 永 勲

合併協議会委員

家入 登雄

合併協議会委員

高藤 拓雄

合併協議会委員

松村 勝美

合併協議会委員

西岡 やふ子

合併協議会委員

丸 山 信彦

合併協議会委員

小笠原 徹朗

合併協議会委員

森山 幸義

合併協議会委員

水野 日出男

合併協議会委員

後藤 新一

合併協議会委員

山口 定喜

合併協議会委員

阿南 洋

合併協議会委員

市原 正次

合併協議会委員

阿南 輝和

合併協議会委員

岩瀬 葉津子

合併協議会委員

大塚 國勝

合併協議会委員

岩下 直昭

合併協議会委員

阿蘇 品清二

熊 本 県 知 事

潮谷 義子
